

平成28年 2 月 22 日提出

生活保護法に基づく徴収金に関する督促処分に係る異議申立てについて

生活保護法に基づく徴収金に関する督促処分に係る異議申立てに対して、次のように決定したいので、意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

1 異議申立人

熊本市中央区在住の者

2 異議申立てに係る処分

生活保護法に基づく徴収金に関する督促処分

3 異議申立年月日

平成27年12月3日

4 異議申立ての趣旨

熊本市長（以下「処分庁」という。）が平成27年11月26日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）に対して行った生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）第1条の規定による改正前の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「旧生活保護法」という。）第78条に基づく徴収金に関する督促処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるもの

5 異議申立ての理由

- (1) 本件処分は、熊本市中央福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が申立人に対して行った旧生活保護法第78条に基づく費用徴収決定処分（以下「本件費用徴収決定処分」という。）を前提として行われた処分である。
- (2) 本件費用徴収決定処分は、申立人が今後の自立及び自活のために得ていた収入に対して行われたものであり、その返還を求める本件処分も不当である。

6 決定の趣旨

本件異議申立てを棄却する。

7 決定の理由

(1) 認定事実

ア 申立人は、熊本市において平成21年4月7日から生活保護法による保護を受けていた者であり、同法第61条に基づき定期的に福祉事務所に収入申告書を提出していた。

なお、申立人については、保有資産により生計維持可能であることを理由として、平成27年9月1日に保護廃止となっている。

イ 平成26年7月10日、福祉事務所に申立人の課税状況を調査したところ、申立人に課税所得があることが判明した。そこで、さらに申立人の収入状況について調査を行ったところ、申立人には、平成22年1月から同年12月にかけて75,823円、平成25年1月から12月にかけて644,650円の株式売買による収入があることが判明した。これらの収入については、申立人が提出していた収入申告書に記載されていなかった。

ウ そこで、福祉事務所は、平成26年9月16日付けで本件費用徴収決定処分を行い、申立人に対し、徴収金720,473円を納入期限である同年10月9日までに納入するように通知した。

エ 上記納入期限経過後の平成27年11月25日までに、申立人から上記徴収金の納付がなかったことから、同月26日、処分庁は、申立人に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に基づき本件処分を行い、督促状を送付した。

オ 申立人は、平成27年12月3日に、処分庁に対し、本件処分に対する異議申立てを行った。

(2) 判断

ア 普通地方公共団体の長は、地方自治法第231条の3第1項の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないこととされている。

本件では、処分庁は、本件費用徴収決定処分に係る徴収金とその納期限である平成26年10月9日までに申立人から納付されなかったことから、同項に基づき本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

イ また、申立人は、本件処分とは別個の処分である本件費用徴収決定処分の不

当について述べているが、福祉事務所長が行う旧生活保護法第78条に基づく費用徴収決定処分と処分庁が行う地方自治法第231条の3第1項に基づく督促処分とは、それぞれ目的を異にする別個独立した行政処分である。そのため、督促処分の前提となった費用徴収決定処分が重大かつ明白な瑕疵により無効であるか、違法を理由として権限ある機関によって取り消された場合でない限り、先行する費用徴収決定処分の違法を理由として督促処分の取消しを求めることはできない。

本件では、福祉事務所長は、本人からの申告ではなく、職権による調査を端緒として申立人に未申告の収入があることを把握し、申立人が提出していた収入申告書の内容が事実に反していることを確認した上で、当該未申告の収入につき本件費用徴収決定処分を行ったものであり、本件費用徴収決定処分に重大かつ明白な瑕疵はない。また、本件費用徴収決定処分が違法を理由として権限のある機関によって取り消されたといった事実もない。したがって、本件費用徴収決定処分の不当を理由として本件処分の取消しを求める申立人の主張は、その前提を欠く。

よって、本件処分が不当であるとの申立人の主張には、理由がない。

ウ その他、申立人は、「係争中であり、時間的、精神的なロス（苦痛）を感じております。」とも述べているが、そのような不服は本件費用徴収決定処分から本件処分までの一連の流れにおける不満、苦情等に過ぎず、本件処分の取消しを求める理由となり得ない。

（提出理由）

生活保護法に基づく徴収金に関する督促処分に係る異議申立てに対し、所要の決定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第7項の規定に基づき、市議会に諮問するものである。